広報用原稿１



平成２７年４月から次世代育成支援対策推進法が変わります　　　　←新くるみんマーク

**１．次世代育成支援対策推進法（次世代法）とは？**　　企業に、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するための計画（一般事業主行動計画）をつくることを求めている法律です（常用労働者101人以上の企業は義務）。

**２．どういうところが変わるの？**　　　主なポイントは以下のとおりです。

①法律の有効期限が**平成37年3月31日まで10年間延長**されました。

　そのため平成27年3月31日までに計画期間が終了する行動計画を策定している、常用労働者101人以上の企業は、新たな行動計画を策定し、4月1日までに沖縄労働局雇用均等室に策定した旨届け出なければなりません。併せて行動計画の公表及び従業員への周知も義務となっています。（100人以下企業は努力義務）

②企業が一般事業主行動計画の策定・届出を行い、一定の基準を満たすと厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けられます。今回**くるみん認定基準が改正**されるとともに、すでにくるみん認定を取得し自主的に取り組んでいる企業を対象とした、プラチナくるみん認定基準が新たに設けられ、**プラチナくるみん認定が始まります**。

**☆企業のみなさまには、引き続き行動計画を策定・届出いただき、仕事と子育ての両立しやすい職場環境整備へのお取り組みをお願いします。**

お問い合わせは沖縄労働局雇用均等室（電話098-868-4380）まで

（５９７文字）

広報用原稿２

**平成２７年４月から**

**次世代育成支援対策推進法が変わります**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　新くるみんマーク

**次世代育成支援対策推進法（次世代法）**とは、企業のみなさま・国・地方公共団体に次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するための計画を策定することを求めている法律です。

常用労働者が１０１人以上の企業は一般事業主行動計画の策定・届出・公表・周知が義務となっています（１００人以下の企業は努力義務です）。

この法律の有効期限が**平成３７年３月３１日まで１０年間延長**されました。

平成２７年４月１日から適用される改正点を以下紹介します。

◆上記改正点について、**「改正パートタイム労働法等説明会」（平成２７年２月１９日那覇市：沖縄県庁講堂で開催予定）**ほか、**名護市（１月２７日）、宮古島市（１月２９日）、石垣市（２月３日）**でも説明します（いずれも午後２時～４時）。参加料は無料です。

◆参加のお申込み、改正次世代法についてのお問い合わせ先

**沖縄労働局雇用均等室（電話098-868-4380、FAX 098-869-7914）**

　（1190字）